

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第163回定例会・会議録

日 時 平成29年1月11(水) 18:30～21:00
場 所 柏崎原子力広報センター 2F 研修室
出席委員 池野、石川、石田、桑原、三宮、須田(聖)、須田(年)、
高橋(優)、竹内、武本、中村、千原、町田、
以上 13名
欠席委員 石坂、高桑、高橋(武)、高橋(新)、中川、内藤、三井田
以上 7名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所
平田所長、藤波副所長、佐藤防災専門官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 日野所長
新潟県 原子力安全対策課 井内課長補佐、今井主査
柏崎市 防災・原子力課 近藤課長、関矢課長代理、砂塚主任
刈羽村 総務課 太田課長、野口主事
東京電力ホールディングス(株)
(発電所) 設楽所長、須永副所長
佐藤リスクコミュニケーター
宮田原子力安全センター所長
関矢放射線安全部長、長原防災安全部長
武田土木・建築担当、山田地域共生総括 GM
立脇地域共生総括 G
(本社) 長谷川立地地域部部長(新潟担当)
佐藤リスクコミュニケーター
(新潟本部) 橋田新潟本部副本部長

ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 松原事務局長 石黒主事 坂田主事

◎事務局

ただ今から「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」第 163 回の定例会を開催させていただきます。

それでは最初に、今日の会議資料の確認をさせていただきます。まず事務局からでございますけれども「本日の会議次第」、そして「座席表」、そして委員の皆さんの限定配布になりますけれども、「地域の会の第 8 期の推薦団体」の一覧表のワンペーパーを配布させていただきました。そして次回の定例会に提出する A5 サイズになりますけれども、「質問・意見用紙」でございます。事務局からは以上でございます。

オブザーバーからの資料でございますけれども、まずあの、柏崎刈羽原子力規制事務所からですね、「前回定例会以降の原子力規制庁の動き」の資料が届いております。あと、資源エネルギー庁から 2 種類の資料がありまして、「前回定例会以降の主な動き」そして、カラー版になっておりますが、「日本のエネルギー」に関する資料ということでございます。

新潟県からは 2 種類の資料が届いております、「前回定例会以降の動き」と、そしてまた、ワンペーパーになりますけれども「新潟県の原子力行政」、この 2 種類でございます。

あと最後にあの、東京電力ホールディングスからですけれども 3 種類の種類が配られております。一つ目は、「第 163 回地域の会の定例会資料」この資料と「廃炉・汚染水対策の概要」、そして三つ目ですね、「労働環境の改善に向けたアンケート結果、そして今後の改善の方向性」と、資料 3 種類でございますが、不足等ありましたら事務局のほうへお申し出いただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

はい。無いようですので、これからの議事につきましては会長のほうからよろしく願いいたします。

◎桑原議長

皆様、明けましておめでとうございます。穏やかな一年となりましたが本年も地域の会、よろしく願いをしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、前回定例会以降の動きということで質疑応答に入りたいと思っておりますが、東京電力ホールディングス、原子力規制庁、資源エネルギー庁、新潟県、柏崎市、刈羽村さんの順に説明をお願いをいたしまして、その後にはですね、一括して皆様の質問、ご意見等をお受けしたいと思っておりますので、早速ではございますが東京電力ホールディングスからご説明をお願いをいたします。

◎須永副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

はい、新年明けましておめでとうございます。発電所の須永でございます。本年もどうかよろしく願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。いつもの通り、第 163 回地域の会定例会資料と中央に記載されており、右の上のほうに東京電力ホールディングス柏崎刈羽原子力発電所と書いてある資料をご覧ください。また、右下にいつものとおりページが振ってございますのでそのページを参考にいただければと思います。

まず、表紙をご覧ください。初めに、発電所に関する情報について 2 件、説明をさせていただきます。

12 ページから 14 ページをお開きいただければと思います。先月の定例会では資料配布のみ

でしたけども、11月22日、7号機の中央制御室の床下におきまして異なる安全区分を貫通するケーブル1本を確認したことから、類似する箇所についての調査を行いまして、異なる安全区分を貫通するケーブルがないことをお知らせをしております。

7号機の中央制御室の床下につきましては、念のための確認といたしまして床下全域の分離バリアについて再点検を行いました。再点検につきましては、過去、調査において撮影した写真による再点検、また写真では判断が困難な箇所について、現場での再点検を行いました。

14ページを見ていただければと思います。現場での再点検は上方向からだけではなく、②とか③、④、⑤のように、方向を変えて確認をしております。この結果として分離バリアを不適切に貫通するケーブルが無いことを改めて確認をしております。

次に16ページ17ページをご覧ください。当発電所では中央制御室の床下及び現場において適切に敷設がなされていなかったケーブルにつきまして是正作業を進めているところですが、先月の27日、1号機の中央制御室の床下にてケーブル敷設の準備作業として現場調査を実施した際に水平分離板の上層部が剥がれ、ケーブルが当該水平分離板の間に挟まっている事象を確認いたしました。当該水平分離板は三層構造になっておりまして、上層部のケイ酸カルシウム板の接着が剥がれて中間層のケイ酸カルシウム板との間にケーブルが挟まっていたものです。挟まっていたケーブルについては、これまでの調査において適切に敷設されていることを確認しているもので、調査後の是正作業に関連し、水平分離板の間に挟まったものと推定をしております。当該ケーブルにつきましては速やかに是正処置を行いました。

次に、東京電力改革1F問題委員会、いわゆる東電委員会における東電改革提言について、です。資料の一番後ろ、22ページをご覧ください。

東京電力グループはこれまで、「新・総合特別事業計画」の達成に向けて、「福島原子力事故の責任を全うし、世界最高水準の安全確保と競争の下での安定供給をやり抜く」ことを企業の使命と位置付け、円滑且つ早期の賠償、復興の加速化、安全・着実な廃炉事業、ホールディング制への移行など、計画を上回るコスト削減などの経営改革に懸命に取り組んでまいりました。

そのような環境の中で、「福島の被災者の方々が安心し、国民が納得し、現場が気概を持って働けるよう、東電改革を具体化する」との経済産業大臣の依頼を受けた東電委員会において、「東電改革提言」が取りまとめられました。この提言によれば、廃炉事業、賠償や除染・中間貯蔵など、福島原子力事故に関連して確保すべき資金は増大することになりますが、東京電力グループが責任を持って対処することには変わりはありません。今回の提言を重く受け止め、大胆に改革を実行してまいりたいというふうに思っております。今後も、競争の中で収益を拡大することが福島への貢献であり、福島復興こそが原点であることを胸に刻み、今回の提言を基に「新・総合特別計画」を改訂していく予定でございます。

最後になりますけども、毎回添付しております、当発電所の安全対策に関する取り組み状況、原子力規制委員会殿についての状況などについても、いつもの通り添付しておりますので、お時間のある時にご覧を頂ければと思います。

私からの説明は以上でございます、福島状況につきまして、本社RC、佐藤から説明をいたします。

◎佐藤リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）・本社）

東京電力の佐藤でございます。本年もよろしく申し上げます。

それでは、福島第一の最近のトピックスを紹介いたします。資料は「廃炉・汚染水対策の概要」の裏の2ページをご覧ください。

まず、左上の「2号機原子炉格納容器内部調査に向けて」でございます。今後、格納容器の中に小型のロボットを入れまして、原子炉の真下の部分を調査する計画です。今回は、そのロボットを入れるための穴を格納容器に開けました。この絵は格納容器の左下部分の断面図でして、今回開けた穴の場所は左側のグリーンの丸の中の右側部分になります。次のステップとしましては、この小型ロボットを入れる前に、この絵にありますように、左側から黄色いガイドパイプをこの穴に挿入しまして、その先に取り付けましたカメラで小型ロボットが走行する予定のルート上に障害物がないかどうか、といったことを事前調査する予定にしております。

次に、その右隣の「3号機原子炉建屋最上階遮へい体設置完了」でございます。この写真にありますように、最上階の床面に遮へい板を敷く作業が完了しました。今後プールを覆うようなかたちで、燃料取り出し用のクレーン、その周りにカバーといったものを取り付けていく予定でございます。

次に左下の「労働環境改善に向けた作業員へのアンケート結果」でございます。今回7回目のアンケートを実施しまして、約89%の作業員の方から回答をいただきました。以前この会で、このアンケート結果が集約できたら紹介してほしい、というご要望がございましたので、今日用意しました別の紙でご紹介したいと思います。少し厚めのA4横長のホチキス止めの資料になります。そちらをご覧ください。資料のタイトルは「労働環境の改善に向けたアンケート結果と今後の改善の方向性について」というものでございます。

この資料にはアンケートの集約結果とアンケート結果を踏まえた当社の対応方針が書かれています。アンケートの実施方法は、右上のピンクの四角にございますように、対象者は福島第一の作業に従事するすべての方でして、無記名方式で昨年の8月から10月にかけて実施したものでございます。回答者数は約6000人で回収率は88.6%でございました。ページ数が多いものですので、主なものをいくつかこの中から紹介したいと思います。

まず、同じページの左側の問1になります。これはこれまでに当社が改善してきました主な取り組みに対する評価でして、アンケート結果が「良い」あるいは、「まあ良い」と回答した人の割合になります。

例えば、左上の①の「作業エリアの線量が低減されたこと」につきまして、「良い」あるいは「まあ良い」と回答した人は全体の96%でした、ということを表しています。②から⑩についても見方は同じで、概ね80%から90%台でございました。

次に、右側に移りまして問2から問9まででございます。こちらは現在の労働環境についての評価でして、「良い」あるいは「まあ良い」と回答した人の割合になります。例えば、問2の「入退域管理施設の使いやすさ」については「良い」「まあ良い」と回答した人は、86.9%で前回の第6回よりも5.2ポイント上昇しました、ということを表しています。

逆に、前回よりも評価が下がったものとしましては、下にいきまして問5の「利用している休憩所の使いやすさ」でして、「良い」「まあ良い」と回答した人は74.6%で前回より0.7ポイント下がっています。これにつきましては、少しページが飛びますけれども7ページをご覧ください。7ページの問5-1に休憩所が使いにくいと感じる理由を尋ねていま

して、その理由として上位に上がったものが、「休憩所が狭い」ということや「携帯電話がつながりにくい」ということが主な原因であるということがわかりました。この右側にありますように、休憩所につきましては、これまで広げたり、増設したりしてきましたけども今後さらに改善していくことにしています。

そして、その下にあります、携帯電話の電波につきましては、福島第一の中につきましては、核物質防護上の制約がありますので、そういった中でどのような運用改善ができるか、現在検討しているところでしたので、その結果が決まり次第、作業員の方にお知らせするというようにしております。

次に少し、さらに飛びまして15ページをご覧ください。ここからは作業員のやりがいや不安、に関するものになります。その次の13ページに問13がございます。これは放射線に対する不安についてでして、これはこれまでに発電所の敷地の中の環境改善を進めました結果、90%以上のエリアで全面マスクをつける必要がなくなったわけですけれども、逆に全面マスクを付けないことによって放射線に対する不安がありませんか、という質問になります。

「不安がない」、あるいは「ほとんどない」と回答した人が21.6%+44.4%の合計66%でして、赤枠で囲みました「多少不安がある」あるいは「不安がある」「大いにある」という回答した人が合計で34%ございました。その下の問13-1で、「では具体的に何が不安でしょうか」、ということを確認したところ、1つは「顔の露出している部分が汚染しそうだから」というものと「内部取り込み」これはつまり「空気と一緒に吸い込んでしまいそう」というような回答が多かったというものです。

この結果を踏まえまして、右側の「皆様へのお知らせ」の下にありますように、「顔が汚染する原因は、防護服を脱ぐときに自分のゴム手袋で顔を触ってしまうことが多い」ことが原因なので、ゴム手袋をこまめに交換することで防止できます、ということや、あるいは、その下の方にグラフがありますが、青の折線が福島第一の空気中の放射性物質濃度の経時変化を表しているのですが、赤の折線の東京の空気とほぼ同じくらいです、ということ作業員の方にお知らせしています。これは元々空気中には天然の放射性物質が浮遊していますので、東京でもこのような値になっている、ということです。

次に、長くなりますので次のページで最後にしたいと思います、問14になります。こちらが「福島第一で働くことにやりがいを感じていますか」という質問でございます。これについて「やりがいを感じている」「まあ感じている」と回答した人は青枠の合計になりまして、25.4+36.0で全体の約61.4%になりまして、前回より3.3ポイント上昇しています。ひとつ飛んで、問14-2で「やりがいを感じている理由はなんですか」、と聞いておりまして、「福島復興のため」、「福島第一の廃炉のため」、「自分の作業が廃炉に貢献できているから」、という回答が多かった、という結果でした。当社の説明は以上になります。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは引き続きまして、規制庁お願いをいたします。

◎平田柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所の平田でございます。本年もよろしくお願ひいたします。

それでは、規制庁の資料をご覧になっていただきたいと思います。「前回定例会以降の規制庁の動き」、という2枚ものの資料になってます。

まずあの、規制委員会関係ですが、前回定例会12月7日以降の委員会としては、本日開かれています、それを除いてここに書かれたように4回開かれています。12月中はですね、柏崎に関する直接的な審議というものは委員会では特に行われておりません。その中で若干関係あるものとしては、12月7日、第47回定例会で、平成28年度第2四半期における専決処理について、ということで、これあの、規制庁の長官がですね、決済処理をした内容について定期的に、四半期ごとに委員会に報告しているものでございます。

それから、12月28日の第52回の定例会。「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案の骨子について」と、ちょっと長いタイトルなんです、簡単に言いますとあの、柏崎に関連して言えば、我々が実施している規制庁の検査関係を見直そう、という法律案の骨子を作りまして、その内容について委員会に報告したものでございます。

続きまして、6・7号炉の審査状況ですが、これは12月7日から裏側の1月10日、昨日までですね、ご覧のとおりヒアリングですとか審査会合が行われております。一番至近では昨日の1月10日に、第427回審査会合で火山の影響評価等の指摘事項に対する回答が行われております。それから昨年のは、同様に指摘事項に対する回答ですが、これはあの5号炉の原子炉建屋内の緊急時対策所に関する指摘の回答、他が行われております。

それからその次、「規制法令及び通達に関する文書」ですが、これも12月7日から昨日の1月10日までご覧のとおり提出されております。簡単に昨日の例を申し上げますと、1月10日はまずあの柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査申請変更届出書を受理と。これは何かといいますとあの、工程が変わったので当然申請書が変わるということで、それを受理したという簡単な内容でございます。

それからその下に、5号機の定期安全管理審査申請変更届出書を受理、というのもございます。これは5号機ですね、中央制御室の居住性の確認の検査というものを審査の中に追加したということで変更が出されております。以上のような変更届が出ております。

それから、規制庁と東京電力さんとの面談ですが、これは12月8日から12月20日まで4件行われております。この中ではそうですね、これは一番至近のものとして12月20日の「原子力事業者防災業務計画の読替え提出について」ということであの、これはですね、緊急事態の支援組織、東電さんの中で出てますが、それらの業務内容について読替えが出たということで、内容について面談で確認しております。

その下ですが、私共の規制事務所関係の作業ですが、12月15日に平成28年度の第3四半期の保安検査を予定通り終了いたしました。検査の実施期間としては、11月28日～12月15日まで。これ2週間と4日になります。検査の項目としてはこれ下に書いてある通り、不適合管理の実施状況。管理区域における測定器管理等の実施状況。それから協力企業従業員への保安教育の実施状況。あと、6号機の定期安全レビューの実施状況。それから3ページ目になりますが、運転操作訓練の実施状況。あと、追加検査として、不適切なケーブル敷設等の不備に係る改善措置等の実施状況。

これあの主にはですね、この不適切なケーブル敷設の原因分析を行った結果の対策の実

施状況について、どこまで進んでいるか、という観点において追加検査を行っております。で、検査の結果としては、特に保安規定違反に該当すると考えられる項目はありませんでした。で、この内容について現在、本庁側に提出しておりますので、今後、規制委員会に諮られて、結果が確定する予定でございます。

それから、その下のポツに書いてあるんですが、「各事業者の運転・保守管理の対応について（注意喚起）」というのがございます。これあの昨年12月7日に開催された規制委員会の定例会合のあとにですね、委員から、『最近、各事業者の間でポカミスが多い』ということで、具体的にはあの、女川の原子力発電所の1号機で海水が漏れた、とかですね、それから敦賀の2号機で水漏れのトラブルが起こったと、というようなことがございます。いずれもあの、人によるヒューマンエラーの単純なミスから発生したトラブルということで、委員からはですね、『問題意識をしっかりと受け止めて施設の運転・保守管理についてきちんと基本に立ち返って、気を引き締めて取り組むように各事業者に注意喚起をしろ』と、いう指示が出ております。で、あの保安検査の終了後にですね、柏崎の発電所に対しても私のほうから、今申し上げた趣旨で注意喚起を実施しております。

それから最後にモニタリング情報ですが、これは、本日の最新の情報についてホームページから該当部を抜き出したものでございます。各都道府県のモニタリングポスト近傍の地上1m高さの空間線量、それから、福島第一発電所近傍の海水の放射能濃度。いずれも前回からの有意な変動というのは認められておりません。

規制庁は以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは引き続きまして資源エネルギー庁、お願いをいたします。

◎日野柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁の日野です。本年もよろしく申し上げます。

お手元に配布しました、タイトルが「前回定例会以降の主な動き」、右上に資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所と記載されている資料をご覧ください。

最初に、1. (1) からご説明致します。12月19日に高速炉開発会議が行われております。次に(2)について、原子力関係閣僚会議が行われ、高速炉開発の方針及び「もんじゅ」の取り扱いに関する政府の方針を決定しております。これにより、「もんじゅ」については廃止措置に移行することが決定したことになります。

続きまして、2. のその他事項について、順番が逆になって恐縮ですが先に(2)についてご説明致します。「電力システム改革貫徹のための政策小委員会、財務会計ワーキンググループ」が12月9日に開催されております。このワーキンググループの議論などを踏まえ、(1)の「電力システム貫徹のための政策小委員会」が開催され、ベースロード電源市場の創設などについて議論が行われ、「中間とりまとめ」を取りまとめております。

次に裏のページをご覧ください。(3)について、東京電力改革・1F問題委員会が3回開催されております。最後に開催された第8回において、福島長期展望と電力市場の構造変化を見据えた持続可能な仕組みの構築などについてまとめた東電改革提言が取りまとめられております。

続きまして(4)について、12月26日に省エネルギー小委員会が開催されております。事業者の枠を超えた省エネの促進、サードパーティーを活用した省エネの掘り起しと深掘りなどをまとめた中間取りまとめ(案)などについて議論がなされております。

次に、先月の勉強会にて、私が発表させていただいた際に、いくつかご質問をいただいた中で、その場で答えられず宿題となっていたものがありました。この場で2点回答させていただきます。

1点目は、省エネに関するご質問です。省エネに対して国から補助金がどれくらい投入されているのか、というご質問をいただきました。省エネに係る平成29年度当初予算案額としては、省エネの促進に953億円。省エネの研究開発に539億円。合計で1492億円ほど計上されております。それ以外に、平成28年補正予算として、省エネの促進に100億円ほど計上されております。

次に2点目のご質問として再生可能エネルギーの導入量に関してご質問いただいております。2030年度の導入見込み量は、風力について、1000万kWほど見込んでおります。この値の算出には、一般的な設備利用率の値として、陸上風力で20%、洋上風力で30%を用いております。

太陽光について、約6400万kWほど見込んでおります。これらの導入見込み量については、例えば系統の空き容量が不足するなど出力制限がなされた場合、変わり得る値として提示しております。

最後に、別途、「日本のエネルギー」というパンフレットのコピーを配布させていただきました。資源エネルギー庁で新しく作成したパンフレットです。ご参考までに配布させていただきます。

以上が私からの報告になります。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして新潟県、お願いをいたします。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

新潟県の原子力安全対策課でございます。よろしくお願ひいたします。

では、資料のほうは右上に黒で、白地で「新潟県」と入っております。前回定例会以降の動きについての資料でございます。まず、ゴシックの1番といたしまして、安全協定に基づく定例の状況確認でございます。先月12月の9日、そして昨日1月10日、柏崎市さん、また刈羽村さんとご一緒いたしまして、柏崎刈羽原子力発電所の月例状況確認を実施させていただいたところでございます。主には中央制御室のケーブルなど、確認させていただいたところでございます。

ゴシックの2番でございます。あの、その他、ということで、3種類3枚の新潟県の報道資料を添付させていただいております。1枚はぐっていただきますと、まずは12月15日付での報道発表でございます。こちらは福島原発の万が一の事故の際の福島県、特にいわき市民の方をあらかじめ調整をさせていただきまして、万が一の際には新潟県内の市町村でも、もちろん福島県の中でも受け入れがあるんですけども、ここに線を引かせていただいております、新潟県の中での市町村で受け入れをするということであらかじめ調整をさせていただいたものを報道発表させていただいたものでございます。

今後はいわき市、そしてここに書かれてます市町村との間で具体的な避難施設などの調整が本格化することになります。

次のページ、ページ数 3 と入っております。東京電力からの損害賠償額の一部支払いということでございます。今回 12 月の 22 日の受領分といたしまして、102 万円ほど。こちらは事故対応の関係の人件費などが含まれておるものでございます。そして最後の 4 ページ目、この資料の裏側ということになります。12 月の 28 日の夜、地震が発生しております。あの、新潟県内の最大震度は 3 ということでございまして、こちら地元のほうでは柏崎市が 2、刈羽村で震度 3 ということでございました。柏崎刈羽原発では異常が確認されておらず、モニタリングの値も正常だったということで報道発表させていただいたところ です。新潟県といたしまして以上でございます。よろしく願いいたします。

◎桑原議長

はい、ありがとうございます。それでは引き続きまして柏崎市さん、お願いをいたします。

◎関矢防災・原子力課長代理（柏崎市）

柏崎市防災原子力課の関矢です。今年もよろしく願いいたします。

前回定例会以降の動きで今ほど新潟県さんからもありましたが、12 月分、1 月分ということで、安全協定に基づく状況確認、新潟県さん、刈羽村さんと共に実施しております。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございます。それでは引き続きまして刈羽村お願いをいたします。

◎野口主事（刈羽村）

はい。刈羽村の野口でございます。本年もよろしく願いいたします。

刈羽村におきましても 12 月 9 日及び 1 月 10 日に、新潟県さん、及び柏崎市さんと共に発電所の月例の状況確認を実施しております。以上でございます。

◎桑原議長

ありがとうございます。それではただ今、東京電力さんから刈羽村産までご説明をいただきましたが、それでは委員の皆様から質問・ご意見をお受けしたいと思っております。質問・ご意見のある方、挙手の上、お名前を言っていただいてから発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どなたかおられませんでしょうか。

今日はちょっと欠席者がいつもよりかなり多いんで、少ない委員の数でございますが、何でも結構ですんで、ただ今の説明の中でちょっとわからないということも含めましてご発言を願えればな、と思うんですがいかがでしょうか。はい、どうぞ。

◎三宮委員

三宮です。すいません。あの、日野所長にお願いなんですけど、前回の質問に対しての回答を今、口頭でいただいたんですが、とてもすいません、書ききれませんでした。あとでいいんで書面でいただければと思いますんでよろしく願いいたします。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。はい、書面で。

◎日野柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

はい、そのようにいたします。

◎桑原議長

それでは他にございませんでしょうか。もし無いようであれば後段で、少し時間が余りましたらフリートークを予定しておりますのでその中でも、またご発言を願えればと思います。それではちょっと予定の時間より早いんですが、前回定例会以降の動きということは、ここで閉じさせていただきまして、(2)の「原子力行政における新潟県の役割について」というのが今日の議題でございますので、新潟県からご説明をお願いしたいと思います。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

それではよろしく願いいたします。

で、資料のほうでございます、タイトルで「第2章 新潟県の原子力行政」と入っております、この1枚を用意させていただきました。あの右上のほうに四角で今日の日付と地域の会定例会資料と入っております、この資料でございます。

では、新潟県の原子力行政ということで、内容は県庁の中の組織図が入っております。県の原子力行政とひと口に言いましても、いろんな観点、県民の安全確保ですとか、地域振興ですとか、あるいは環境保全などいろんな観点から構成されるということでございますが、私、原子力安全対策課でございますけれども、まず、原子力安全対策課としては、柏崎刈羽原子力発電所の安全確保で全体的な総合調整、あるいは原子力防災対策、このようなものを任務としておりまして、この原子力安全対策課、もちろん安全協定を所管しております。柏崎市、刈羽村、東京電力との連携も一番強いところでございますが、原子力安全対策課が所属しております防災局にはですね、もうひとつ柏崎刈羽原子力発電所と強い関係を持つところ、放射能対策課がこの組織図の原子力安全対策課の下に書かれてありますけれども、この放射能対策課と言いますのは、原子力発電所周辺の環境放射線の監視ですとか、さらには福島事故を受けた放射能対策ということで、実は平成24年の4月に放射能対策、そして監視を充実、強化しようということで原子力安全対策課の中の係だったものが放射能対策課として分離してさらに、「課」ということでですね、独立して大きなセクションになったという組織でございます。

で、この放射能対策課の、組織図で言いますと、下にですね、「放射線監視センター」、さらにその下に「放射線監視センター新潟分室」と入っておりますけれども、この放射線監視センターでございますが、オフサイトセンターと同じ建物でございます。柏崎の県の地域振興局の隣ということでございますが、こちらのほうではテレメーターシステムの維持管理、テレメーターシステムと言いますのは、柏崎市刈羽の原発周辺の放射線監視、放射線ですとか、あるいは気象の情報を24時間連続で情報収集、さらに分析ができる、そのようなシステムでございますけれども、こういったテレメーターシステムの維持管理ですとか、あるいは現地調査等の手法による監視を主として監視体制を担っているところでございます。

さらには、この放射線監視センターには、新潟分室というのがございまして、こちらは新潟分室で新潟市の西区にございますけれども、テレメーターシステムのバックアップですとか、放射能の検査など担っております。さらには、万が一の時の緊急時のモニタリングは、拠点としてはもちろん柏崎の放射線監視センターになるんですけども、そのモニタリングのバックアップ機能などもこの新潟分室のほうで担っているところでございます。こういうことで監視体制を二重化して、ということが体制強化の一端ということでございます。

この防災局の下のほうからですね、福祉保健部というところとか出てくるんですけども、まず福祉保健部、この図の中で、医務薬事課となっております、こちらは安定ヨウ素剤ですとか、原子力防災の緊急被ばく医療対策を担っておるところでございます。例えば、安定ヨウ素剤のPAZの皆さんへの事前配布というような業務については、この福祉保健部の医務薬事課が中心となって進めておるところでございます。

で、その下に農林水産部とあります。ここでは水産課を入れさせていただいておりますが、水産課につきましては、原子力発電所から排出されます温排水の影響調査などを業務として行っておるところでございます。この水産課の地域機関、出先といたしまして、水産海洋研究所というものがございます。

この農林水産部の下には、産業労働観光部でございますが、こちらは産業立地課ということで、電源地域の振興対策、電源立地の調整と書かれておりますけれども、あの例えば国の経済産業省さんからいただいている交付金、電源立地地域向けの交付金の調整ですとか、任務としているところです。

一番最後に総務管理部、税務課となっております。税務課のほうでは核燃料税の課税ですとか収納を行っております。一般的に都道府県税につきましては、地方税法という法律に基づいて、賦課徴収、ちょっと難しい言葉なんですけど、言い換えれば課税収納ということなんですけれども、あくまでも地方税法に基づいて行うところなんですけれども、この核燃料税につきましては、法定外普通税と言われております。法定ではない、法定外というのは外（そと）の外なんですけれども、法定ではないんだけど新潟県の場合であれば新潟県の条例、県議会を経た条例に基づいて核燃料税ということで、課税することが認められている、そういった仕組みで新潟県初めての法定外普通税というのがこの核燃料税でございます。

この一枚紙の中ではですね、主として柏崎刈羽対策の主な組織を掲載させていただいたところでございますが、細かく言うとですね、もう例えば、万が一の災害の際には当然オール県庁、県を挙げて対応するということですので、もうここには書ききれなくなるということでございますし、例えば、これがすべてではもちろんなくて、ここに書ききれないもの、何があるかと言いますとですね、福祉保健部ではさっき安定ヨウ素剤の医務薬事課とだけ話をさせていただいたんですけども、医務薬事課の他にも絡みがあるところといえば、例えば5km圏内に福祉施設がもちろんございます。福祉施設のマッチングということで万が一あの福祉施設の中にいらっしゃる方が事故の際に、どこに逃げればいいんだ、あるいは受け入れていただけるものなのかどうか、というようなこと、そういった業務は主に福祉保健課のほうで調整をしておりますし、例えばこの資料の中で産業労働観光部につきましては、産業立地課しか掲載はしておらないんですけども、その他にも産業振興課の中に新エネルギー資源開発室というセクションがございます。こちらのほうは原子力発電を含みますエネルギー政策全体に関与するセクションでございますし、この中、ここではみんな局とか部ということでこう防災局とか、あるいは何とか部と書いてあるんですけども、その他に、例えばその新潟県の教育庁ということで、それは学校教育、義務教育、高等教育、いろいろあるんですけども、保健体育課というところでは、学校の避難計画の在り方は、どういうものなのかということで検討を今続けている最中でございますし、そういう意味ではあくまで主要なものはこの一枚に載せさせていただいたんですけども、いろいろ、多種多様な絡み方をしていて、それは県全体をあげてある意味原

子力行政を進めながら、さらには万が一の防災対応ということも見据えて連携しながらということを取り組んでいるということでご理解いただければと思います。

恐れ入ります、非常に簡潔ではございますが、よろしくご審議の程賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。ただ今新潟県のほうからご説明をいただきましたけれども、この地域の会の定例会の中でもですね、新潟県にはいろいろなご意見、ご質問等が出ておまして、その中で新潟県の県庁の中の役割分担というのがですね、どういうふうになっているのかということで、もう一度皆さんからお聞きしたいということで今日の説明ということになったわけですが、今ほどの説明の中のご質問、または知事が新しく変わらしまして、新潟県のほうもいろんな動きがまた少しずつ出ているように感じられます。そのことも含めまして、今日ご回答願えるものとそうでないものというのもあると思うんですが、新潟県さんにお聞きしたいこと、またはご意見等がございましたら、出していただければな、と思いますがいかがでしょうか。

千原さん、どうぞ。

◎千原委員

千原と申します、よろしくお願ひします。新潟県さんにお聞きしたかったのは、具体的な内容で、汚泥処理に対する部署はどこで担当しているのか、ということがまず最初に知りたかったんですね。それともう一つは、その損害賠償というのがですね、新潟県がもっているわけですけども、各市町村にはそういう汚泥処理の問題というのが起こっていないのかどうか、ということ。それでその調整は新潟県がしているのか、各市町村で単独で汚泥処理を賄っているのか、ということをお聞きしたいと思っております。

◎桑原議長

では、新潟県さん、お願ひをいたします。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい。まずあの1点目、汚泥を所管するセクションということでございます。汚泥とひと口に言いましても、汚泥そのものがどこから発生しているのかということもございまして、防災局の中ではですね、先ほど説明をさせていただきました通り、放射能対策課というところがですね、福島事故とかも踏まえて放射能の監視、充実、強化という役割を担っているんですけども、放射能対策課の他に、例えばその浄水場汚泥だということだとすると、浄水場そのものは水道施設のひとつでございますので、今度それは福祉保健部の絡みも出てきたりですとか、あるいはその浄水場汚泥を保管している、例えば県の土地がどこの土地なのか、ということで、例えばその企業局の関係が出てきたり、ですとか、実は、非常に県庁の中で緊密に連携しながらそれぞれのその法律ですとか仕組みの中で、連携をさせていただいて今取り組んでいるところではございます。

予め事務局の方にはお伝えをさせていただいてたんですけども、その汚泥の関係はですね、あの今回すみません、資料の中には落とし込んでなかったものでですね、改めて次回以降の定例会の中で資料を作らせていただいて、それに基づきましてまた説明を加えさせていただければと思っております。大変恐縮でございます。

で、あのもう一つの質問の市町村で汚泥の問題がないのか、ということでございますが、もしかすると皆さん、少し若干前の話になりますが、市町村と県との対応の差異ということでの報道をご覧いただいているかもしれないんですけども、市町村のほうでも汚泥の問題が発生しているということは、それは事実でございますし、一方で県は県の対応、県は県の方針で対応を進めていることも事実としてございますので、そのへんはまた次回以降に資料を用意させていただければな、と考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎桑原議長

ありがとうございました。千原さんいかがですか。

◎千原委員

千原です。その割にはですね、損害賠償っていうの、今回はまあ 100 万程度のもんですけども、億という単位で汚泥に関してですね、なんか県が請求して入っているというふうな資料も前からありましたけども、きちっとしたその評価っていうのは、そのかかる評価はどうなっているのか合わせて次の時に教えてもらいたいですけども。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい、承知いたしました。損害賠償のほうもですね、今、放射能対策課で所管をしております。今回、今日、私、説明をさせていただいた県の報道資料の中にも汚泥関連の件費というのものも含まれてはおりますけれども、もちろんこれ全部、県が請求した全部がいただけたということではございませんので、損害賠償のことも併せて資料を作らさせていただきたいと思えます。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは次回ということでよろしいでしょうか。はい。
それでは、町田さんどうぞ。

◎町田委員

町田と申します。よろしく申し上げます。千原さんが汚泥の件、おっしゃったんでついでに僕も。まあ次回まで結構ですんでお聞きしておきたいんですけども、新潟日報のほうに 11 月 29 日の紙面で、既に東京電力が 3 月に引き取る約束をしていると、いう記事が載っています。そして、「汚泥は県内で約 76000t、県企業局保管が 48000 t、この他 8 市と 2 つの市道用水道用水供給企業団が計約 28000 t 保管している。米山知事は委員会後の取材に本年度内に少なくとも引き取りまでの手順については片づけた。常識論だと思う」、という記事が既に載っていますので、東京電力と今の新潟県がもう既に約束を交わしたということですよ。それは正しいんですよ。この記事は。もうわかってることだから、まさか記事に載ってるのが違うって話じゃないだろうから。これはもう終わった話だから、そういうことですよ。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

あの、東京電力のほうからお話をいただいて、私が知り得るところだと、その後汚泥の再利用に向けた検討をされているというのを担当課のほうに報告が東京電力からいったと承知しておりますので、具体化に向けてまた次、資料を用意させていただきたいと考えております。

◎町田委員

本年度っていうのは年度内だから 3 月いっぱいのことをおっしゃってるだと思んですけど、まあ解決するかどうか知りませんが、3 月いっぱいまでに持ってけっていうことに、県は言っ

てるわけですね。で、東京電力さんも OK したってことですから、どこまで OK したのか、次までに教えていただければいいですが、僕が聞きたいのは、ホームページとか見ると国のほうで 100 Bq 以下はコンクリートにしないとか、あと 4000 Bq 以下は、ああ 8000 Bq ですか、管理処分しないとか、それ以上は保管しない、とかっていう規定がありますよね。東京電力さんに全部持ってけ、っていう話を新潟県は言っているわけですけど、つまり 4000 Bq とか 8000 Bq とかってやつは、どこかに保管するわけですね。まさか、柏崎刈羽に持ってこいっていうんじゃないでしょう。僕は一番それ心配してるんだけど。原子力発電所があるのは東京電力だと。だから東京電力に引き取れ＝柏崎刈羽に持って行って保管しろ、まさかそんなアホな話じゃないですね。

新潟県の問題なのに全部柏崎刈羽に押し付けるなんてことは僕はないと思うんで、県の見解はまず、どこに持ってけっていうふうに言っているのか、そう言えばたぶん東京電力だとおっしゃるでしょうけど、東京電力は福島と柏崎にしかないわけだから、ここにもってこいっていうふうに県は、その東京電力におっしゃっているのか、そうじゃないっていうのか。それとも一つは柏崎市と刈羽村はそれに対して受け入れるつもりがあるのか、ないのか。もしね、それを引き取りなさい、わかりました。ここですね。

柏崎市と刈羽村は承認するんですか、っていうのを聞かせていただきたいです。よろしくお願いします。

◎桑原議長

今の町田さん、ご質問、ご意見いただきましたが、今の話をですね、次回の定例会以降で結構ですので、今の受け入れ先も含めて、承知しているのかもどうかも含めましてご回答をお願いしたいと思います。

他にご質問、ご意見ございませんでしょうか。はい、高橋優一さん。

◎高橋(優)委員

私、高橋といますが、県の方に、県の技術委員会に触れたことでちょっとお聞きしたいのと、技術委員会についての思いをちょっと発言させていただきたいと思うんですが。今のこの組織、原子力関係組織担当事務の中には、技術委員会のことが入ってないと思うんですが、まとめて後でお答えいただいて結構なんですけども。あの、技術委員会に触れたいと思うんですけども、あの原子力行政における新潟県の役割は、私は極めて大きいものがあると思いますので、この原子力、あの、技術委員会に触れるわけですけれども、この技術委員会は、のことにについては平成 27 年の 12 月にここであった時の資料も配布されてましたんでその参照にしても、参照にした中での発言になるんですけれども。

この技術委員会は、なにも泉田県知事になってからできたわけじゃなくて、元々は 2002 年の 8 月 29 日に発覚した、東京電力の自主点検の不正、これが契機になって翌年の 3 月、翌年の 2 月 5 日に設置されたという記載もまあ、ありました。この中では、安全確認を行う際の技術力向上のために、技術的指導や助言を行うと、ということとされてるんですけれども、まあこの原発立地県について、ほとんどこれは県知事の諮問機関としての位置付けで、たぶんされていると思うんですが、まあ福島県の場合には、無かったんですが、まあ今はできてるんでしょうかね。まあ、ではその役割とは何か、っていうこれもまあ、あったんですが、例えば今、この、ここで言えば 6・7 号機の再稼働に関わる審査が進む中で、県の求めに応じてしてるんだとは思

いますけれども、柏崎刈羽原子力発電所の運転、保守管理、その他、安全確保等に関するすべての事項について指導、助言とするってことになってるようではありますが、この指導、助言っていうのはどういうかたちで行われているのでしょうか。まあ、県を通してなのか、もちろん文書とかにも因るんでしょうけど。まあ、しかし、技術委員会の半分以上は、原子力村に属している人なんだろうという認識は持っています。まあ、間違いであれば言ってもらってけっこうではありますが、まあそれでも去年は意地を見せました。それは何かというと、メルトダウンの広報遅れを、告発したことは本当に意地を見せたな、と思って、その存在意義がぐっと高まったんじゃないかなと思います。そこでわかったのは、メルトダウンという用語は、定義は、このメルトダウンという用語の定義は広く使われていて多くの技術者が認識していたにも関わらず、定義がないという言い逃れを5年間してきたということが公表されたわけですが、しかしマニュアルの存在を知っているべき立場にあった規制当局や業界関係者も含めて、まったく声が出されていなかったということも明らかになったわけです。そして、これは原発事故においては、私は何よりも人命が最も優先されるべきという原則を捻じ曲げてでもこうやって隠してきたという原子力業界の体質がわかったということになります。さらに付言すれば、新しいマニュアルでは、このメルトダウンというものの定義が消し去られている、このことに対しては説明がされていますか。私はまだ説明がないような気がいたします。本当に私、まさに今だけ、金だけ、自分だけ、自分の会社だけ、という強欲なインセンティブでこういうことが起きているんだろうということをつくづく思いました。私は規制当局だとか電力事業者がいかにか科学的な装いを凝らしたとしても、そこに不純な動機がある限りは、私は住民の願いや思いに沿うのは、粘り強くこの科学的真理を追究、求めるその姿勢がこういう住民の願いやそういう思いに沿っているんだろうと思います。今後もそのスタンスに期待はしたいと思いますが、この指導、助言っていうのはどういうかたちで。最終的には事業者が届くメッセージだと思えますけれども、どういうかたちでされているのか、おしえていただければありがたいと思います。

◎桑原議長

新潟県さん、どうぞ。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

まず、この組織図の中にですね、ご指摘のように技術委員会という文言、入っていないんですけれども。実はあの、原子力安全対策課の中で、すいません、小さい字で恐縮です、安全協定ということで書かれております、この安全協定の中に技術委員会という文言が登場するんですけれども、例えばその県の条例とかで定める審議会の様な、いわゆる諮問機関とは違いましてですね、安全協定の中で原子力安全対策課長の求めに応じて、ということで開催をされるもの、これが技術委員会ということでございます。実際その技術委員会の委員の方の構成といたしましてはですね、原子力発電所そのものについて慎重なお考えの委員の方も複数いらっしゃると思いますので、例えば同じような考え方の方たちだけが技術委員会の委員としてメンバー構成をされているということではないということをご理解いただくとありがたいと思います。実際、県の技術委員会の事務局ということでは、私共原子力安全対策課が務めさせていただいておりますし、これは例えばその安全協定に基づく、先ほど私が少し説明をさせていただきました、柏崎刈羽原子力発電所への状況確認ですとか、あるいはそれは原子力発電所までいかないとしても必要の都度、東京電力とテーブルを囲んで話をしたり、打ち合わせを続けたりということで、

いろんなかたちで適宜我々、我々の使命っていうのはもちろん県民の方の命と暮らしを守るために、原子力発電所の安全対策を徹底することだということと考えておりますので、それをいろんなかたちで、まあ指導、助言というと、もしかすると上から目線でみたいな、あれになってしまうのかもしれないんですけども、安全対策が徹底されるよう我々の使命として繰り返し現地、あるいは県庁の中でも話をさせていただいておるところでございますので、よろしくお願いたします。

◎桑原議長

はい、高橋さん、どうぞ。

◎高橋(優)委員

そのメッセージは事業者等にどうかたちで伝わるのでしょうか。

◎桑原議長

新潟県さん、お答えできますでしょうか。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

どうかたちで、というのは具体的に方法、やり方っていうことですかね。申し訳ありません。

◎高橋(優)委員

指導、助言を行うわけでしょう。県に対してなんですか。県の求めたことに対して指導、助言を行うということですか。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

県として安全対策を司る立場で指導、助言を行うということでございます。はい。

◎高橋(優)委員

県は誰に対して指導、助言を行うんですか。この指導はどこから。県が出した資料に書いてあることなんですよ。

◎桑原議長

たぶん。はい。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

失礼しました。県の指導、助言という括りでお話をさせていただいてて申し訳ありませんでした。技術委員会ということですよ。あの大変失礼いたしました。技術委員会そのものはですね、安全協定に基づきまして、新潟県の原子力安全対策課長が開催を求めるということでございまして、開催を求めた結果、その技術委員会の議論、審議、あるいは提言などを受けて新潟県として、事務局としてそれをきちんと伝えるという、そもそもの発端が新潟県の求めに応じて技術委員会が開かれて、そこで議論がなされて、その技術委員会の中ではもちろん結果が取りまとまって提言なり、提案というのがあり得ますので、そういうものをきちんと、新潟県として東京電力のほうに伝えるように徹底してやっておるところでございます。大変失礼しました。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。それでは他の方、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。はい、町田さん、どうぞ。

◎町田委員

今、高橋さんが技術委員会とおっしゃったんで、またその後でいいんですけど、次来た時で。技術委員会の事お聞きしたいんですけど。以前も一回聞いたんですけど、どのくらい開催しているとか、お金がいくらなんですか、なんて話したんですけど、元々見るとなんか2、3回、年、やったり、程度とか、4回くらいなんですよ。せいぜい4、5回やって。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

7回やった年もあります。

◎町田委員

米山知事になって、なんかこの前記者会見とかで、「3、4年くらいはかかるかなあ」って自分でおっしゃってましたよね。ということは何かスケジュールとかがあるんじゃないのかな、と。こういうふうに年何回集まって、何年後にこういう結論を出したいっていう。まさか何にもなくやみくもにやるなんて、そんなことはないでしょうから。できたらスケジュールを我々にもおしえてほしいのと、おそらくスケジュールのひとつの山になるのは規制庁が今年度中にもしかしたら合格証を出すんじゃないかっていう噂がテレビとかで言われてますので、今年終るくらいには何か動きがたぶんなきゃおかしいので、それに伴って技術委員会はその後規制庁が合格を出した後に、どういう動きで結論を持ってくのかっていう、そのスケジュールなり予定とか、こうやりたいとかなんかまあ、たぶんあるんだと思うんですよ。それらをこの地域の会のほうにも知らせていただけるとよろしいかなと思うんですけども、お願いできるでしょうか。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい。米山知事、確かに3、4年ということで、例えば先週の記者会見の中でも話を出されてるんですけども、知事が言ってる3、4年っていうのはですね、技術委員会の、ということよりもですね、これはもう選挙公約で何度か繰り返されてるんですけども。よく、3つの検証ということで言われております。それはあの、福島事故、そして安全な避難方法、さらに健康生活ということをもた米山知事は言われてまして、その3つの検証についてのスケジュール感に、確か先週1月4日の定例記者会見の中で記者の方から質問があって、それに対して、委員がおっしゃる3、4年という発言が出てきたものだと思います。それは、つまり、技術委員会は今までも福島事故をやってるんですけども、例えばその、健康とか生活という検証分野ってのは、そこで先週知事が言われたんですけども、これはもう技術委員会というよりも新たな委員会を、すいません、正確な発言じゃないかもしれないんですけども、新たな委員会を作らざるを得ない、例えばその福島県民の方の健康とか生活の状況というのは今、技術委員会を構成されているメンバーの方が議論する性質とはちょっと異なりますもので、そこは新たな委員会の立上げが必要なのではないか、ということも米山知事が話を出されて、そういうものも含めて3つの検証のスケジュール感と言いますか、どれくらいなの、というご質問の中で、3、4年ということを出されたと考えております。これはもちろん知事選挙公約ということもありますんで、これが具体的に予算化するというのであれば、2月の中旬、だいたい出るんですけども、その県の当初予算ということで公になりますのでその時には、まあ予算なり、そういった健康、生活等の委員会の体制なりというものを県民の方にもきちんと広くご覧いただけるように我々も考えていかなければだめなことだと考えております。はい。よろしくお願ひします。

◎桑原議長

町田さん、いかがですか。

◎町田委員

他県の例を見ますと、規制庁が合格を出すと立地町村の議会から「動かしてもいいんじゃないか」という発議が出て、それでその後、県議会のほうに上がって、県議会のほうでOKが出ると知事が合格を出すというふうなのが今までの流れですよね。そうすると、規制庁が合格を出した段階で一連の動きが始まるということになりますよね。つまり柏崎市も動くし刈羽村も何らかのアクションが出てくるでしょう。その時に県ももちろんそれに対して何かのアクションが出るし、もしも柏崎の議会がOKして、じゃあ県議会もOKして、そんなんなったら今度知事は辞めるか議会を解散するかになっちゃうでしょ。まあ、そんなことにはならんと思いますけど、だから規制庁が合格を出した段階で一連の何か動きがどンドンどンドン動いてくるでしょうから。まだまあ一年はあるでしょうから、その間に当然県もいろんなことを策定するでしょうし、我々にも動きをおしえていただきたいと言ってるだけですので、今日明日教えてくれることじゃないですけど、動きが固まってきたらこちらにもそういう面も提示していただければありがたいな、ということです。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい、承知いたしました。

◎桑原議長

それでは、次回以降ということで。中身は決まり次第ご報告をいただけるということによろしいかと思います。それでは石川さん、どうぞ。

◎石川委員

質問なんですけど、今何か組織図みたいなものを渡されて拝見していたんですけども。福祉保健部が大きく関与しているのは安定ヨウ素剤の事前配布ということだと思うんですけども。その安定ヨウ素剤が医薬品ってということで医務薬事課のほうを担当してらっしゃると思うんですね。私、薬剤師の立場で、安定ヨウ素剤の事前配布に関わったんですけども、今度3月の初めに、幼児のシロップ剤が出るんですね。で、その配布を行うということで先般、県の医務薬事課の方から協力要請をいただいたんですけど、一番まあ、今度赤ちゃんも含めて幼児に飲ませるということになりますと、まあお母さんたちは安全性の問題もそうですけどいったいいつ、その服用させる時点ですよ。それを本当に飲ませなくてはいけない、危険と背中合わせになった時の、どこから連絡が来るのか、とか、そういう状況の説明に関しても質問が想定されるんですけども、医務薬事課の方はそこまでの、なんていうんですかね。質問に関してはその場でちょっと、まあ、答え、答える必要はないとは。おっしゃいませんけども、たぶん担当が違うという認識でいらっしゃると思うんですね。要するに行政はよく縦割りで、ってことを言われますけれども、そういう原子力安全対策課と医務薬事課の中でどういうふうなお話し合いがされているのか、というのをちょっと知りたいと思ったんですけど。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

それは幼児用シロップの配布について、ということでございますか。

◎石川委員

それだけに留まりませんが、幼児に飲ませるということになると、ご本人よりも質問が多く

出されるのではないかと考えているんですが。まあそこらへんも含めて、要するに配布の時は医務薬事課にもうお任せみたいな感じになりますよね。そこらへんで、配布の、まあ現地まで原子力安全対策課の方がいらっしゃるといのは、いろいろと難しいのかもしれませんが。いろんなことを考えて、やはりその県の中でどんなふうに仕事として仕分けてらっしゃるのか、っていうのをちょっと知りたいと思ったんですね。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

ああ、はい。申し訳ありません、はい。安定ヨウ素剤、災害時の事を想定されてのご質問だと思います。緊急時には、医務薬事課はですね、これは緊急時医療本部という今の県の災害対策本部の中の一員としてですね。安定ヨウ素剤の業務は主に福祉保健部が所管しますし、緊急時にじゃあ原子力安全対策課は何をするのかということになると、原子力安全対策課は今度、県庁とオフサイトセンターに分かれてですね、発電所の情報の把握ですとか、あるいは住民の方への避難指示の適時適切なタイミングがどうか、という、そのような検討をするということになります。で、実際、では平常時、安定ヨウ素剤について、医務薬事課とどんな切り分けか、ということになりますと、安定ヨウ素剤そのものの、例えば事前配布のやり方ですとか、まあ今幼児用のシロップの話が出てきましたですけれども、例えば赤ちゃんとかに向けてどうなのか、実際には薬ですんで、この医薬品たる安定ヨウ素剤をどう扱うのかっていうのは、こちらはもう純粋にもう福祉保健部の中にはドクターもおりますし、当然薬剤師もおります。一方防災局にはそういう専門職は一切おりませんので、薬である安定ヨウ素剤の取り扱いについてはもうこれは純粋に福祉保健部ということで所管をしてもらってるところでございます。原子力安全対策課については、これは今度国の原子力に係る交付金の窓口を兼ねておりますので、安定ヨウ素剤がじゃあ例えばこれを全県に配る時にどれくらい必要なのか、じゃあ幼児用のシロップは何人分が必要なのか、ということを中心に国と、まあお金と言いますか、実際には交付金というかたちで来るんですけれども、お金を国からいただくときの窓口となって主に事務的な調整にあたるということで、今切り分けをさせていただいておるところでございます。よろしくお願いたします。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。それでは他の方。石田さん、どうぞ。

◎石田委員

石田でございます。今あの、この組織図の中でですね、原子力安全対策課、これは住民にとってはどうですか、非常に何か緊急の時には一番の頼りになるといいますか、そんな課だと思うんですが。今原子力対策課というのは何人ぐらいでやっておられるんですか。まず1点。それとですね、3ポツ、3つの中の原子力防災対策という中でですね、原子力防災計画、原子力防災、研修・訓練というところがあるんですが、このへんがまあ我々、私、住民代表としては一番の関心するところなんです、そのへんの活動の事をちょっとですね、まあ細かくと言いますか、素人にわかるように、まあ、今日でなくてもいいんですけど、書面があつたら尚更いいんですが、そういうパンフレットみたいなのもいいんですけど、そんなことをちょっと今お聞きしたいなあと思っておるんですが、よろしくお願いたします。この訓練・研修というのは県民を対象、地元の、我々柏崎刈羽の住民を対象にしたのなのか、それとも職員の対応なのか、みたいな感じがちょっと理解できかねるんで、そのへんをちょっと活動のほうをおしえていただけ

ればありがたいんですがよろしくお願いします。その2点お願いいたします。

◎桑原議長

それでは新潟県さん、お願いします。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい。まずあの原子力安全対策課ですが、今15名の体制でございます。非常勤の職員も含めて15名の体制でございます。

この書かれてあります、原子力防災研修でございますけれども、こちら実際には、例えばその先ほどの医務薬事課の職員とかも含めて緊急時に県の災害対策本部で働いてもらう県の、県職員の要員育成、養成を兼ねた研修というのももちろんありますし、その他に、これ実際には柏崎市さん、刈羽村さんをお願いをしておりますが、地域の防災リーダー、原子力に関する防災リーダーを育てていただくということで、柏崎市、刈羽村さんを通して研修を働きかけておるようなものも実際にはございます。

で、この後に書かれてます訓練につきましては、これは、あのそうですねあの、例えば柏崎市に住んでらっしゃる住民の方を巻き込んだこともありますけれども、そういう大規模な実働訓練ですとか、あるいは図上訓練と言いまして、あの実際その住民の方の動きとかはないんですけれども、あのテーブルをいくつかに分かれて実際に例えば、原子力災害対策特別措置法で、10条になってしまったらじゃあ誰がどうして、それを受けてじゃあ県はどうして、でその後、市町村さんにはどんなことをお願いすればいいのか、という、そのような図上演習も含めて繰り返し訓練を行っておるところでございます。

あの、あと最後、原子力防災計画と書いてあります、これも正しくは地域防災計画、県の地域防災計画の原子力災害対策編ということでございます。これは、あの、この大元は国が定めます防災基本計画というのがあります。さらには、原発に関する場合は、これもあの、国、原子力規制庁の原子力規制委員会さんの作成しました、原子力災害対策指針というのがございます。防災基本計画や原子力災害対策指針を踏まえて随時県として地域防災計画を見直している、その地域防災計画の原子力編、原子力災害対策編というのがここにこう、ちょっと省略用語で大変恐縮です、原子力防災計画と書かせていただいた、その計画のことでございます。以上でございます。

◎桑原議長

はい、どうぞ。

◎石田委員

はい、ありがとうございました。そうしますとこれは主に地域を対象にしてるってことでよろしいんでしょうかね。それに関連するんですが、訓練というところでですね、県が主催で私たち地元のほうであの訓練あって避難したことがあるんですが、3年くらい経ちますかね、もうね。その後、まあそういうのは聞いてないんですが、まあ、あったんならそれは結構なことなんですけど。今後ですね、そういった大規模な計画というのは29年度以降なり、29年度は計画の予定あるのか、ないのか。あるいはまた、あの時も知事の一声で仕方なくやったみたいな、噂もちょっと流れてましてね、新発田のほうへ私たちバスで避難したんですけど、今後そういう計画もあるのか、ないのか。無いとすれば今後地元としてはやっていただきたいなあというのが、まあ我々。我々というか、この会じゃなくて、地元我々等の総代さんなんか、話

はしてるんですけど。そのへんのところをちょっと、お考えを聞かしていただければありがたいんですが、お願いします。

◎桑原議長

新潟県さん、どうぞ。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい。あのご指摘の原子力防災訓練でございますが、確かにですね平成 26 年の 11 月に実働訓練をさせていただいております。その後、先ほど少し話をさせていただいた図上訓練の様なもの。住民の方の避難を伴わない訓練というのは県としても行なったりしてるんですけども、実際には住民の方を巻き込んだ実働の訓練というのも非常に重要なものだということで認識しております。今、具体的にいついつやります、というスケジュールは恐縮です、持ち合わせては無いんですけども、はい。実働訓練が大事だということは我々も肝に銘じておりますので、はい。また改めて、実施の際にはこういう場面でもご説明をさせていただければと考えております。よろしく願いいたします。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。

◎石田委員

ありがとうございました。

◎桑原議長

それでは他の方。それじゃあ、あの三宮さん。

◎三宮委員

三宮です。意見と質問なんです。今、原子力関係組織ということで、まあ役割分担ということで、各部に仕事が分かれているということですが。まあ、新潟県内に原子力発電所、柏崎刈羽のこの地にしかないと思うんですが、この各部署がですね、それぞれ役割分担をされている中で、例えば月に 1 回ですとか、まあ何か月に 1 回か、では困るんですけども。各部署の横の連携、原子力発電所に関してだけの会議等というのは行われているのでしょうか。また、これ分業化の中で、これをじゃあ原子力発電所に関して取りまとめるという部署がちょっとこの組織図だと見当たらないのと、ないとすればじゃあ知事が決断するということになるのでしょうか。そのへんをお聞かせください。

◎桑原議長

新潟県さん、お願いをいたします。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい。原子力発電所に関する総合的な調整といいますのはもちろん、防災局の中の原子力安全対策課ということで、全くそれは結構なんでございますが、実際に前者のほうのご質問でございます。各自が顔を揃える機会と言いますか、これ、個々のテーマに基づいてですね、例えばその、先ほどその原子力の研修のところで話をさせていただきましたですけども、新潟県として原子力災害時に本部に、災害対策本部に来てもらう、働いてもらう人の、まあ我々、災害対策本部要員と呼んでるんですけども、要員研修、これはもう部局、横断的に県全体で、すいませんちょっと今すぐ数字が出てこないんですけども 100 を超える要員の数がいますんで、そ

ういものを一堂に会してあらためて、意識が薄れないように徹底的に災害時はこうするんだよ、ということをおみんなで話し合ったりですか、あるいはそのテーマに応じて、これもその組織のところで少し話をさせていただいたんですけども、教育庁の中で学校の避難計画の在り方を検討しているということではあるんですけども、こういうものは個々の部局でそれぞれ検討してください、といってもなかなか普段、その教育庁の方は常々原子力の避難の事を考えているわけではございませんので、我々が、原子力安全対策課が音頭を取らせていただいて、教育庁に限らずに、例えばその福祉施設を所管している福祉保健部なら福祉保健部の職員も呼んで、関係者が膝を交えて原子力災害時の避難計画はこうあるべき、ガイドラインの様なものはこう考えるべきだよ、ということをお話し合いを繰り返しておるところでございますので、よろしくお願ひいたします。

◎三宮委員

すいませんあの。事故が起きた時とか避難計画だけのことを言っているのではなくて、あの例えば、産業労働観光部では、電源地域の振興対策、電源立地の調整というのがありますよね。これは原子力発電所がここにあるから、この問題が出てくるわけで、トータル的に考えた時に、この原子力発電所がここに立地しているということを考えた時に、各部署に分かれてるのはわかるんですけども、この原子力発電所を考えた時にトータル的な調整、連携というのは取れているんでしょうか。例えば私たちがこの会で県に質問をあげたのが各部署に振られて、その回答が原子力安全対策課さんを通して返ってきているんでしょうか、本当に。というのが疑問なのと、それをちょっとお伺いしたいのと、トータルして決断するのはやはり知事まで上がってしまうんですか、というのをお伺いしたいと思います。

◎桑原議長

新潟県さん、お願ひをいたします。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい。例で出されました、この地域の会でご質問いただいて、仮に例えば産業労働観光部所管のものであれば産業労働部が回答文を作ったとしても、我々総合調整の立場の原子力安全対策課の目で、ちゃんとフィルターを通した上でこの地域の会で最終的に出さしていただくということになりますし、あの知事が最終的にということ、そこはまあ、物事の大きい小さいということでお判断をさせていただくということになるんですけども、原子力発電、原子力行政そのものは非常に大きな政策ということになりますので、その政策を進める上で大きなものについてはきちんと知事まで挙げた上で、ということにももちろんなります。じゃあすべてがそうかと言うと、そこはたぶんこの組織でもそうだと思うんですけども、大きいもの小さいもので判断をさせていただくということでお取り扱いをしているということでございます。

◎桑原議長

三宮さん、よろしいでしょうか。あの、まだはっきりわからない部分もあるかと思うんですが、あのまた書面と次回以降ですね、ご質問等していただければと思います。他の方、それじゃあ池野さん。

◎池野委員

池野です。ちょっとお伺いしたいんですけども。放射能対策課というのが分かれて、平成24年4月に新たに独立してできた組織とさっきおっしゃられていたんですが、小さい子供を育

てている母としては自分たちが育てた作物とかが一体この福島第一原子力発電所の事故による放射能対策というのもこの課の中にあるんですけれども、よく新聞とかにもいろんな作物測って、数値は安全でした、っていうのが載ってたりするんですが、この課はそういったことをやって、具体的にどんなことをやっているのかということと、例えば市民が、自分が畑でつくったものがこれ本当に安全なのかなとか、山で採ってきたキノコは大丈夫なのかな、って持ってったら測ってくれたりとかはするのでしょうか。

◎桑原議長

新潟県さん、お答えを願います。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい。放射能対策課そのものはですね、あのすいません。農林水産物を直接測りに行くというよりも最終的な解析、分析を行える装置をもちろん持ってますんで、放射線監視センターとかでそういうものを、特に研究員の方たくさんいらっしゃいますので分析をされているということでございます。はい。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。

◎池野委員

市民が持ってったものを測ってくれたりとかって、できるのかどうか伺いたいんですけど。

◎桑原議長

新潟県さん、もしこの場でわからなければ次回の回答でもけっこうですが。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい、そうですね。放射能対策課で測れるかということ、今放射能対策課では今はやってないと思うんですけども。次回出来るところをお調べさせていただきますので申し訳ありません。

◎桑原議長

他にございませんでしょうか。じゃあ町田さん、どうぞ。

◎町田委員

もう、お聞きしたんですけど。8号線が避難道だとおっしゃるのにどうして十数年もできないんですか、ということ聞いたことがあるんですが。8号線のこの避難道っていうのはこの課が担ってらっしゃるんですかね。

◎桑原議長

新潟県さん、お願いをいたします。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

国道8号線だとすると。はい、国道ではあるんですけど県だとすると、これは土木部の道路担当課が担うということになります。はい。

◎町田委員

あの以前、避難道だとおっしゃってましたけど、避難道としての認識はないんですか。避難道だとするとこの安全対策に関連するわけですよね、防災云々に。避難道じゃないんですか。既に。ああそうなんですか。じゃあ8号線はもう避難道じゃないってということですか。ああ違うんですか。

◎桑原議長

それは、新潟県さん、あれですか。今、町田委員さんがおっしゃった、8号線は避難道路じゃないのかっていうのはいかがでしょう。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

あの、今の手持ちの資料の中ではすぐに出てこないんですけども。例えば、柏崎市さんや刈羽村さんの避難計画の中です、主にはこういう道路を使います、ということで書かれているのではないかなとは思っております。はい。

◎桑原議長

町田さん、よろしいでしょうか。はい。それでは他の方、おられません。無いようであればまた、言い残したものについては後の時間をお願いをしたいと思います。それで、せっかくでございますので私のほうから新潟県さんにはちょっと、一つお聞きしたいことがあるんですが。

前回の運営委員会、それから前回の定例会です、来月の2月1日には年に1回の情報共有会議というのがございます。そこには知事が今まで1回も出席をしていただけていません。ぜひ新しい知事には出席を、というご依頼は事務局を通してしてあるんですが、まあ予算の編成時期であるということで、まああの前はこの時期だと難しいんじゃないかというようなお答えなんで、それでは、ということでこの地域の会では、情報共有会議は2月じゃなきゃいけないということはないので、これはあの知事が絶対出てほしいというようなこともあるんですが、それは確定というか、絶対この時期だったら出れます、ということはないにしても比較的この時期だったら出れるかもわかりません、というその時期に変更してもいいっていうような皆さんのお考えなんです、そのへんはまた部署も違うし、検討をしたいというようなことのご回答をいただいているんですが、その件に関して何か新しい動きというのはございますか。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

今後の話というよりも当面今、我々、2月の情報共有会議のご案内頂戴しております。それは担当課のほうにまたお願いして、ですね、結論くださいという、出席いただけませんかということで、今お願いをしておる最中ですので、まずは、まあこれはもう毎年恒例になってますけど、2月の情報共有会議に出れるか出れないかということで、結論出次第お伝えするようになりますので、まず、それを待っていただく方が先かなというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

◎桑原議長

それではですね、それも含めまして、どうしても2月はダメなんだということになれば、開催時期の変更ということも地域の会では考えておりますので、この先まあ、次の期とかが話になると思うんですが、どうしても出れないってことになればご検討をぜひお願いをしてご回答をいただければというふうに思います。それではですね、これまでちょっと長時間にわたり新潟県さんからのご回答をいただきましたけれども、ここです、(2)のほうはここで終了とさせていただきます、今8時10分になりますので5分間、15分まで休憩を入れたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

— 休憩 —

◎桑原議長

それではですね、時間となりましたんで再開をいたしたいと思います。

フリートークに入る前に私のほうから 1 点だけ報告をさせていただきたいと思います。内容はですね、「地域の会の第 8 期委員推薦について」ということであります。今ここにいる委員の皆様は第 7 期の委員として出席をしていただいておりますが、第 7 期の委員の任期はですね、今年の 4 月末までとなっておりますので推薦団体への第 8 期委員の推薦依頼が必要となります。すいません、ちょっとよろしいでしょうか。

それではですね、余裕を持った委員推薦に向けまして、昨年 12 月の運営委員会で協議をいたしました。その結果、推薦依頼先といたしましては現在の 20 団体を予定しております。正確には刈羽村さんから 4 団体の推薦窓口となつていただいておりますので、実質 17 団体となりますが、私たち第 7 期委員推薦の時と同じくこの 17 団体への推薦依頼とさせていただきますことになりましたので、各委員の皆様からのご理解をお願いをいたしたいと思います。近いうちにですね、推薦団体に推薦依頼書が届くと思いますが、それぞれの推薦団体への連絡をお願いをしたいと思います。私からの連絡は以上でございます。

それでは、フリートークに入らせていただきますが、今日ですね、まだ発言の無い方から優先にですね、ちょっと今考えていることでも、先ほどの議題の中身でもいざいざ結構ですんでご発言を願えればなと思います。

それでは初めに、武本副会長、お願いします。

◎武本委員

はい。武本でございます。それではあのですね、先ほどあの新潟県さんのほうから報告があったんですけども、新潟県さんのほうの前回定例会以降の動きの中でのですね、3 ページのところです。先ほども委員の方から賠償の件で話も出てましたけども、ここの、いつものこの 3 ページのその一部支払いを受けましたっていう文章なんですけども、ここのその下のところに表が載ってまして、新潟県さんとしての請求額が合計で 28 億にながしあって、今回は 100 万円ほどの受領があったと。受領額の累計が 19 億いくらになってますので、この請求額についてはこれ新潟県さんのほうで計算をされた請求額であって、これは今、その東電さんと協議をしてることなので、まあ確定をしてないということなんですけども、それはまあこれから今現在も含めてのこれからの話し合いでどういう支払いが、金額になるかっていうのが決まるんでしょうけども、ただその一番下にですね「今後、費用の発生等確認できたものについて順次請求します」ということなので、ここに請求額合計として 28 億いくらの金額があるんですけども、これがほぼほぼ、まあ 9 割 9 分確定した金額になるのか、あるいはまたこれから、これ以降、今以降、さらにこの金額がまあ 1 割、2 割、3 割増えるようなレベルなのか、そのへんの状況をお聞かせください。よろしく申し上げます。

◎桑原議長

新潟県さん、お願いできますか。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい。何割程度変動の要素があるかというのはちょっと私持ち合わせがないんですけども。

あの請求額がまあ変わり得る、増えることはあり得るということでご承知おきいただければと思います。ちょっと今手持ちがないんで、何割くらい増加するとかっていうのはちょっと今お答えできなくて申し訳ありません。

◎桑原議長

いかがですか。

◎武本委員

じゃあまだその計算はまだ現在進行中ということでよろしいですかね。その請求額の試算というか、計算というのはまだ、県としては現在進行中だということでよろしいでしょうか。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

この(2)の書き方は、はい。追加の請求の可能性がりますよ、ということで書かさせていただいておまして、ただちょっと現時点で計算中のものが今あるかどうかというのはちょっと私承知してないので、次回、お答えさせていただきます。

◎桑原議長

それでは次回以降、確定したのものについてお聞かせをお願いしたいと思います。それではですね、竹内委員さん、お願いをします。

◎竹内委員

はい。今日もまた遅れてしまいまして申し訳ありません。また本年もよろしくお願いいたします。竹内ですが、今ちょっと途中からだっただんで、新潟県さんへの質問、回答をちょっと傍で聞かせて頂いてまして、まああの、前も委員さんから、新潟県さんに対しての感想というか出ていたのはまあ、なかなかこう、我々が質問や意見をして、壁に向かって話してるようだ。なかなかその我々の思いを汲み取ってそれに対して具体的な動きがまあ見えるようになってこないというのが、まあ素直な、我々、委員全員が思っている感想じゃないかな、と思ってこのちょっと休み時間も話をさせていただいていました。例えば、またこの組織図1枚をとってもですね、まあ今これについて質問がいくつか出たんですが、特にこの会に参加している我々は柏崎刈羽地域に住んでいる住民です。やはり、町田委員から出た8号線の問題なんかね、我々、もし何かあった時に絶対に通らなければならない道路なわけです。これについて、ちゃんとした見解なり、これに対する土木部が当然所管するものとしても、ちゃんと土木部にこの住民の思いが伝わっているのか、それがまたどう生きてくるのか、そしてそのスケジュール観はどうなっているのか、が伝わってこない現状にですね、これは慎重や推進、反対、関係なくですね、苛立っているんだろうというふうに思います。また慎重な意見もあり、また反対には推進と言いますかね、経済的にまあこういった柏崎の疲弊感、こういうものを危惧する声もかなり多くあるんだと思います。柏崎市内の選挙結果を見てもですね、そういう声なんだろうということ言えばですね、ここに産業労働観光部なんかも絡んでいるわけですが、またこの会でもですね、またその数千人の雇用を支えるのに、またどういう県の施策を持ってですね、臨むのか。こういった事も含めて、まあ我々、情報の透明性、これを追求するためにですね、我々日々、少なくない時間を取って会話を繰り返しているわけですから。我々ちょっと新潟県の情報の透明性について、問題意識は持っているということはぜひですね、今日お持ち帰りいただいて、また県庁内で共有していただければありがたいな、と思いました。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それはご意見ということでよろしいでしょうか。

◎竹内委員

まあ、できれば、この市民の声に対しての感想なんかをいただきたいんですが、漠然としますかね。

◎桑原議長

新潟県さん、今の件につきましてはお答えできる部分がありましたら、お願いをいたしたいと思います。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

8号線の件はですね、先般書面で回答させていただいてるんですけど、あれがもし不十分だということであれば、改めて回答を、ということのほうがよろしゅうございますでしょうか。

◎竹内委員

まあ、あの改めて。改めた回答というか、ですね、やはりあれだと不十分だと感じる市民はまだ多いということだと思います。あれがもう一度出てきてもたぶん足りないということだと思います。なんで、できるだけですね、よりわかりやすく、考え方から交えて説明していただけるともう少し理解が広まっていくんじゃないかろうかというふうには思います。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい。できるだけ工夫してまいりたいと考えております。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それでは須田年美委員さん、お願いをいたします。

◎須田(年)委員

須田でございます。今日はあの、私の地元は雪が降っているので心配で心配でどうしようもないんですけども。この東京電力さんが出された労働環境の改善に向けたアンケートなんですけど、私が以前東京電力さんの人、誰とはちょっと言い難いんですが、いろいろな事故が起きてお金がかなりかかって大変だよ、っていうような、大変ですね、っていうような。そして、東京電力さんの方が「大勢が払うから関係ないですよ」という言葉が非常に私の耳元に残っているんですね。それが非常に私は、「そういう問題じゃないだろう」というふうに私は思ってるんですが。そのアンケートの中で「非常にあそこで働くのに不安を感じている」というのがだんだんなくなっちはきているのかもわかりませんが、「まだまだ不安を感じている」という方が大勢いらっしゃるということを忘れないでやっていただきたいなと思うのが意見として申し上げておきたいと思います。あの、改善事項が上がってるからでなくて、まだいらっしゃるということは改善して、100%には絶対ならない数字だと思うんですけども、まあ少しでも。あそこ、事故が起きた以上は片づけていかなきゃならないのは日本国民として当然のことだと思うんですが、もう少し改善の余地があるんであるようなかたちで皆さんがやりがいを持って出来るようなかたちに近づけていただくのがいいかなと思います。

それともう一つ。私は防災計画のいろいろな非常にあの、いろんな方たちが非常に頭のいい方たちがいろんなかたちで避難経路だとかいろんなことを書いて、そして示してくださるんですが、その中に水害ですとか、防水害っていうんですか、そういう自然災害の場合については、まあ避難所へ行けばいいというかたちなんですけど、この原子力防災については遠くへ逃げなきゃならないという現実がある。それで事故を起こさないようにしているというようなことは当

然なんです、一度あったことが絶対ないとは言い切れない防災計画だと思うんですけども、じゃあこの防災計画の中に、行政だけがやっていたらいいか、私らは逃げるだけ、じゃあ逃げるのはどうしてするんだろうという、日頃のやはり住民の皆さんから、まあ例えば車で逃げなさいというにはやはりそれだけの協力を毎回周知して行ってこそ初めて上手に車で逃げるので、そういうふうな周知とか、そういうものが全然こういう市民という目線は全然なくて、行政だけ、知事がいて、なんとかがいて、という、こういう分布図だけは上手にできてるんですけども、実際にじゃあこの分布図があるだけでじゃあ、やれるのかというところとできないかと思うんですけど、そういうやはり市民の、市民もお互いに協力していかなければ上手に避難をする、そういう災害を回避するということではできないので、そこらあたりも上手に含めた中で市民教育というものも必要になってくるんじゃないかなというふうな意見を申し上げて、私は終わりたいと思います。

◎桑原議長

ありがとうございました。それはご意見ということでよろしいですか。それでは、引き続きまして中村委員さん、お願いをいたします。

◎中村委員

はい、中村です。質問は特になんですけども。この前新年会、地元の新年会がありまして、ご年配の方と一緒にお酒を飲まさせていただいて、その時に避難計画の話なんてちょっとさしていただいた時に、まあ一人の方が「他人事と思っているうちは避難計画、なにやっても進まないよね」って、そういうふうな話をしました。本当にその通りだなあと思って。どうやったら意識って高くなるのかな。その原発に対して意識って高くなるのかな、なんて思っていたんですけども。と、いっても知事選と市長選では、その意識があったから、っていう意識は高まったのかな、と思いました。思ったんですけどもそれでもまだ足りないかな、と思いました。

まあ、何が言いたいかって。意識を高めるにはどうしたらいいのかなって、そういうふうな思っていました。以上です。

◎桑原議長

ありがとうございました。それでは、須田聖子委員さん、お願いをいたします。

◎須田(聖)委員

はい。須田です。よろしく申し上げます。

質問です。モニタリングポストについてなんですけれども、陸上っていうか原発近くのモニタリングポストは草刈りもしてあって、とても見やすいと思うのですが、海上、海っていうか海上とか海中のモニタリングポストはどのようになっているのでしょうか、っていうことを聞きたい。県ですかね、これは。

◎桑原議長

これは新潟県さんに、ってことでしょうか。

◎須田(聖)委員

県さんでしょうかね。この水産。

◎井内原子力安全対策課長補佐(新潟県)

はい。例えば海上のモニタリングでございますが、これはモニタリングポストが海底にある

というよりもですね、新潟県の場合ですと、第九管区海上保安本部の所管ということになりますけれども、はい。機材を持った第九管区海上保安本部、防災関係機関の方が海上での、モニタリングを実施して下さるとい、そういう意味でご理解いただければと思います。よろしくお願いたします。

◎桑原議長

よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

それではですね、今日は全員の方からご発言をしていただきましたけれども、今日の議題等の中でですね、どうしてもこれはちょっと聞き忘れたとか、っていう方一人だけちょっと、発言がまだ少し時間ございますので、受けれますんでいかがでしょうか。高橋さん、どうぞ。

◎高橋(優)委員

電力さんのほうにお聞きしておきたいと思います。去年地域の会で緊急対策所、ですか、この防災訓練を視察させていただきました。その直後だったと思いますけれども、あの防潮堤、15mの防潮堤が地震と津波等に対しては脆弱性があると、それから免震重要棟も役に立ちそうもないということが指摘されています。したけども、これも規制庁からも指摘があったと思いますけれども、この対策についてはどのように考えておられるのでしょうか。

◎武田土木・建築担当（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

発電所の武田からご説明というか、ご回答させてください。防潮堤については、地震に耐える、津波に耐えるというご説明をしながら、去年は液状化が起こった場合には、一部傾くか、動くか、して水が入ってしまうかもしれない、っていうご説明をこの場でもさせていただきました。どんな地震が来てもすぐ液状化するっていうわけではないんですけれども液状化に対する考え方を安全側に、安全側にというふうに持っていった時にやはり柏崎、基準地震動が大きいので地震の時には液状化が発生する可能性がある。それを安全側に、安全側に考えた場合には、っていうことでご説明差し上げました。なので、地震がきたらすぐ、っていうわけではないんですけども、可能性があるという指摘を受けて、可能性があるという考えになって、今その対策を考えているところです。

免震重要棟についても、地震がきたらすぐにダメになるというものではありませんけれども、基準地震動 SS の一番厳しい状態ではもしかしたら使えなくなるかもしれない、と。やはりこれも使えなくなる可能性が見えてきたということに対して、3号機の緊急時対策所を設けるという考えから、5号機に同じような機能のものを移すという考えに、考えを変えてというか見直して今対策のほう講じようとしています。いずれにしても当初目指している安全対策で必要なものについては、同等以上のものを用意した上で安全に、またそれをもって安心していただけるように、という取り組みを続けているつもりではありますので、それについては今進行中のものでありますから、また機会を見ましてご説明させていただきたいなと思います。いずれにしても、今すぐ防潮堤が壊れるということではなくて可能性が出てきた、それに対してきちっと対応していこうという動きをしております。以上です。

◎桑原議長

はい、ありがとうございました。それではですね、若干定刻より早いんですが第163回の定例会をこれで閉じさせていただきたいと思います。

事務局から、どうぞ。

◎事務局

事務局からですね、次回の定例会の案内をさせていただきます。次回 164 回の定例会になりますけども、これは年に一度のオブザーバーの代表者をお招きしての情報共有会議ということになりまして、2月1日、水曜日になります。午後3時から市民プラザでの開催となります。通常の間催と違いまして開催時間、そして開催場所が異なりますのでご注意をお願いしたいなど、こう思っております。

それでは、以上をもちまして、地域の会第 163 回の定例会を閉めさせていただきます。お帰りの際は今一度ですね、身の回りをご確認いただきながらお帰りをいただければなど、こう思っております。本日は大変お疲れさまでした。